

経営安定関連保証 5 号の指定業種について

経営安定関連保証 5 号の対象となる業種については、経済産業省が四半期毎に指定しておりますが、令和元年度第 4 四半期では、新型コロナウイルス感染症の影響により期の途中で対象業種が追加されています。

令和 2 年度第 1 四半期では、対象業種がさらに追加され、587 業種となりますので、お知らせいたします。

詳しくは、経済産業省「新型コロナウイルス感染症関連」のホームページ内にある「資金繰り支援」（セーフティネット 4 号・5 号の項目）をご覧ください。

なお、当協会ホームページにある「コロナウイルス関連」のバナーからも経済産業省のページにリンクしておりますので、お知らせいたします。

【経済産業省/新型コロナウイルス感染症関連ページアドレス】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>